

# 「東京都子供への虐待の防止等に関する 条例（仮称）」の基本的な考え方

## 条例の目的

社会全体で虐待から子供を守り、健やかに育むために、  
行政、都民、関係機関などが果たすべき役割を明らかにし、  
虐待防止の取組を一層推進していくこと



この目的の達成のため、4つの視点から  
条例の基本的な考え方を整理

## 視点① 虐待の未然防止

◆ 子供への虐待を未然に防ぎ、虐待を生まない社会をつくることが重要

### ポイント

- 社会全体での見守り
- 安心して頼れる環境づくり
- 各種健診の確実な受診

## 視点② 早期発見・早期対応

◆ 子供を虐待から守るためには、早期に発見し、早期に対応することが重要

### ポイント

- 通告しやすい環境づくり
- 迅速な安全確認
- 関係機関の連携

## 視点③ 子供とその保護者への支援

- ◆ 虐待を受けた子供の成長を支援することが重要
- ◆ 子供を健やかに育むことができるよう、保護者を支援することが重要

### ポイント

- 子供に対する適切な支援
- 良好な家庭環境に向けた保護者に対する支援

## 視点④ 人材育成

◆ 専門知識や経験を持ち、虐待に的確に対応できる人材の育成が重要

### ポイント

- 計画的な人材の確保・育成
- 事例検証の徹底

# ご意見を募集します

## 意見募集の期間

- 平成30年9月14日（金）～10月13日（土）

## 基本的な考え方の閲覧

- ホームページ、都庁本庁舎（都民情報ルーム）

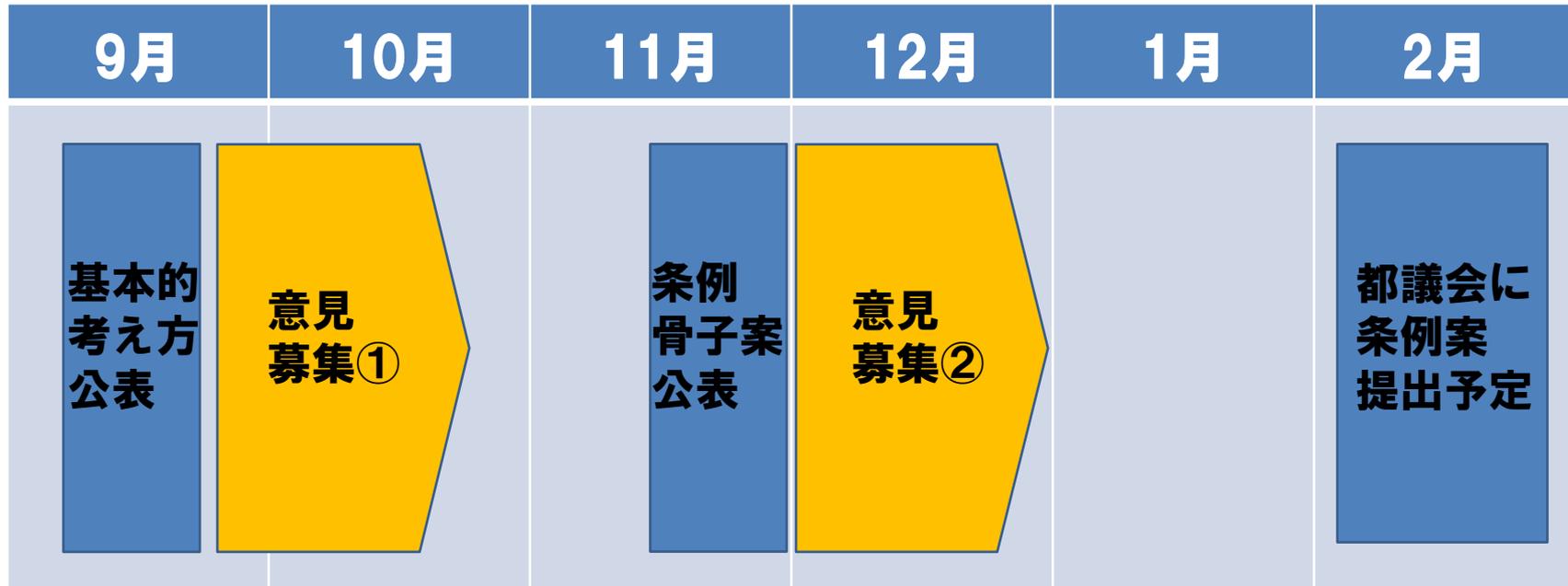
## 意見提出方法

- 郵送、FAX、電子メール

## 意見提出先

- 福祉保健局

# 条例案検討のスケジュール



# 児童相談体制の強化に 向けた緊急対策

# 1 児童相談所の体制強化

任期付職員採用制度を活用するなど、児童福祉司等を年内に緊急確保

(単位：人)

区分	27年度	増員状況			30年度末
		28年度	29年度	30年度	
児童福祉司	209	18	23	36 (23+13)	286
児童心理司	78	13	13	19 (13+6)	123
児童福祉司等を補助する主な非常勤職員	121	25	11	40 (18+22)	197

※表の下線部は今回の対策による追加増員

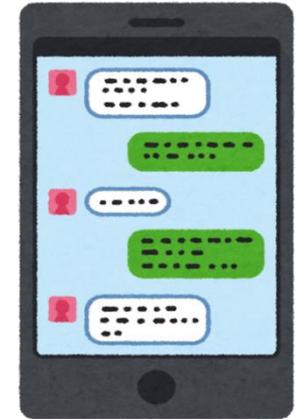
## 2 LINE相談の実施（トライアル実施日の決定）

### 《実施期間》

平成30年11月1日（木）～11月14日（水）

※児童虐待防止推進月間（11月）にあわせて実施

（実施時間）	平日	9時～21時
	土・日・祝日	9時～17時

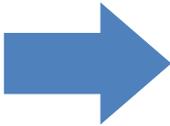


検証を行った上で、来年度からの本格実施を予定

### 3 警視庁との情報共有範囲の拡大

《警視庁に提供する虐待情報（協定見直し後）》

- 身体的虐待、ネグレクト、性的虐待のうち、支援継続中の事案
- 48時間以内に安全確認ができない事案
- 他の自治体からのケース移管の事案等

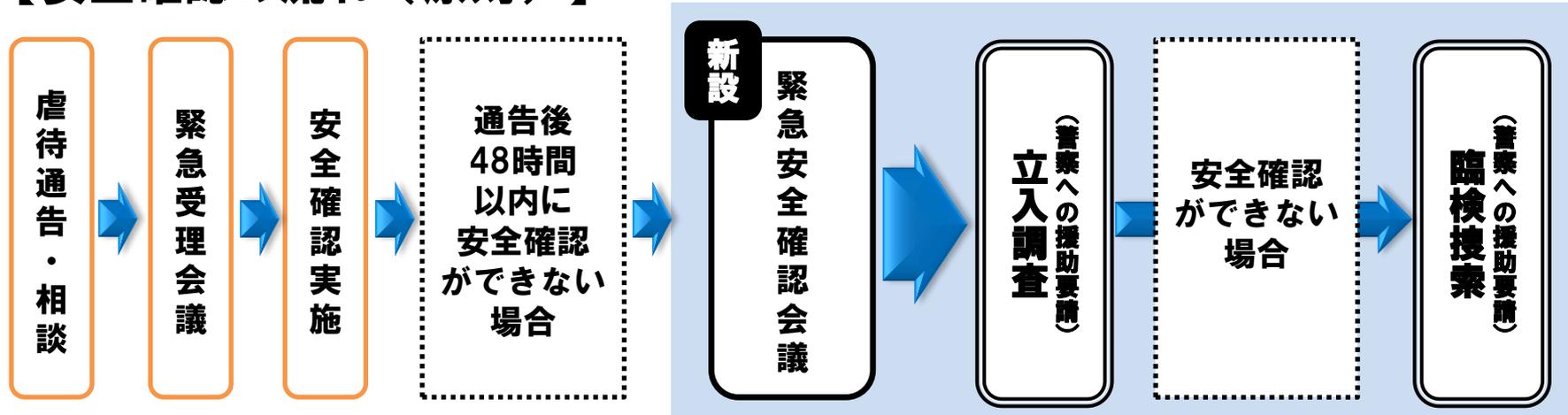


虐待に該当しないケースや児童相談所の助言指導で終了した  
ケースを除き リスクが高いと考えられるケースは全て共有

## 4 安全確認行動指針の策定

- 立入調査等を行う判断基準を明確化
- 緊急安全確認会議を新設し、原則立入調査を実施

### 【安全確認の流れ（原則）】



## 5 全庁一丸となった虐待防止対策の推進

### (1) 児童虐待の未然防止・早期発見に係る取組

＜取組例＞ 「虐待に気づくためのチェックリスト」を  
都庁全職員及び関係機関等に配布

### (2) 児童虐待防止の普及啓発

＜取組例＞ 各種イベントや講習会等でリーフレットを配布、  
「東京動画」やTwitterを活用した普及啓発